

Ⅲ. 全 体 構 想

1. 都市づくりの目標

都市づくりの課題と、総合計画などの上位計画に示された都市行政の大きな方向性を考え合わせると、都市づくりの総体的な目標となる将来都市像やそれを構成する都市社会の基本的な指標、都市環境の骨格構造が見えてきます。

(1) 都市づくりの目標と理念

「第二次守谷市総合計画（2012年（平成24年）3月）」には、基本目標として、次のような将来都市像が掲げられています。

～ 緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや ～

- ・ 自然を守り，育て，緑が豊かにきらめくまち
- ・ 市民誰もが主人公となり，一人ひとりが輝くまち
- ・ 互いに手を取り，支え合い，助け合う，絆が育まれるまち

都市計画マスタープランは、この総合計画の都市環境整備部門の実現化計画と位置づけられるものであり、都市環境の実態、都市整備の状況、市民の都市づくりに係る意向を踏まえて、将来の都市の環境・機能のあり方についての目標像を掲げ、それに向かって市民と行政の協働による都市づくりを進めていくものとします。

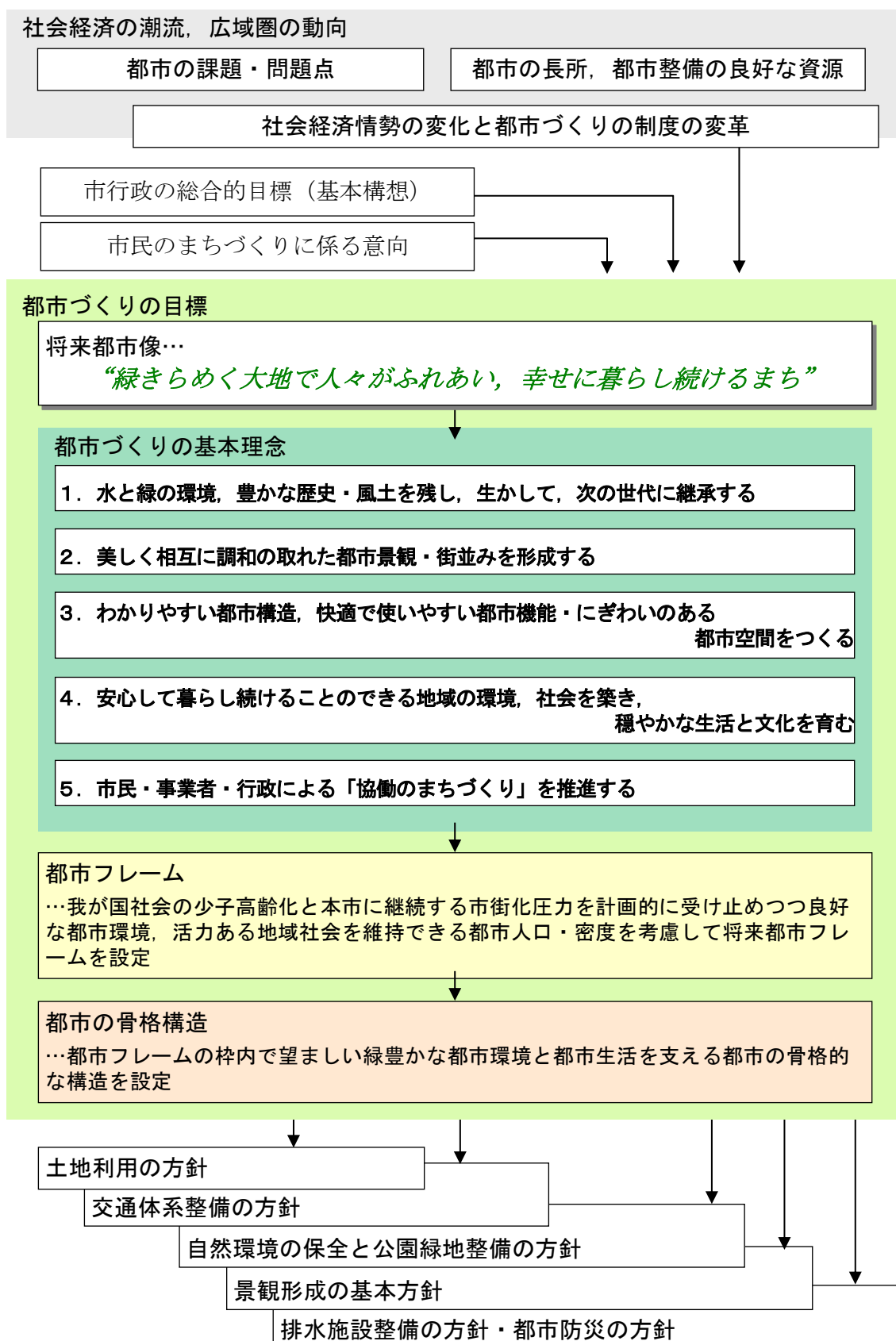
全国的なすう勢から予測される将来の都市人口の減少に備える新たな課題を含めた都市づくりの主要課題を解消していくことを都市づくりの基本理念とし、次のような将来都市像を目標とします。

わがまち守谷は、世代を越えて継承された水と緑の環境、豊かな歴史風土と調和しつつ、快適に安心して暮らすことのできる生活環境を有し、そのまちの魅力が人々を引きつけ、人々のいきいきとした活動と温かなふれあいが、幸せな暮らしを支えるまちです。

緑きらめく大地で人々がふれあい、
幸せに暮らし続けるまち

これが、都市づくりの目標となる将来都市像です。

◆図 3-1-1 都市づくりの目標



(2) 都市フレーム

「第二次守谷市総合計画（基本構想）」の目標及び「守谷市人口ビジョン」「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて、継続する強い市街化の動向を計画的に受け止めながら、良好な都市環境を維持する都市の環境容量として、将来都市フレーム（都市政策の需要を推し量るための基本的な指標）を設定します。

① 人口フレーム

守谷市ではつくばエクスプレスの整備と連動して都市基盤整備や大規模住宅団地の開発が進められ、近年も人口増加が続いています。

しかし、全国的には、本格的な人口減少社会を迎え、守谷市でもこのままの勢いで長期的に人口が増加していくとは考えられず、今後20年間で都市人口はピークを迎えると考えられます。

将来の行政需要のあり方を推し量り、都市の将来のあり方の目標を示す「都市人口フレーム」は、現在の良好な環境を維持しつつ計画的に人口定着を図った場合の上限人口である「容量人口」を念頭におき、全国的な人口減少傾向が本市にも及ぶことを想定して、「守谷市人口ビジョン」「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された“人口目標水準”及び“人口構造”を基に設定します。

◆図 3-1-2 人口フレームの考え方

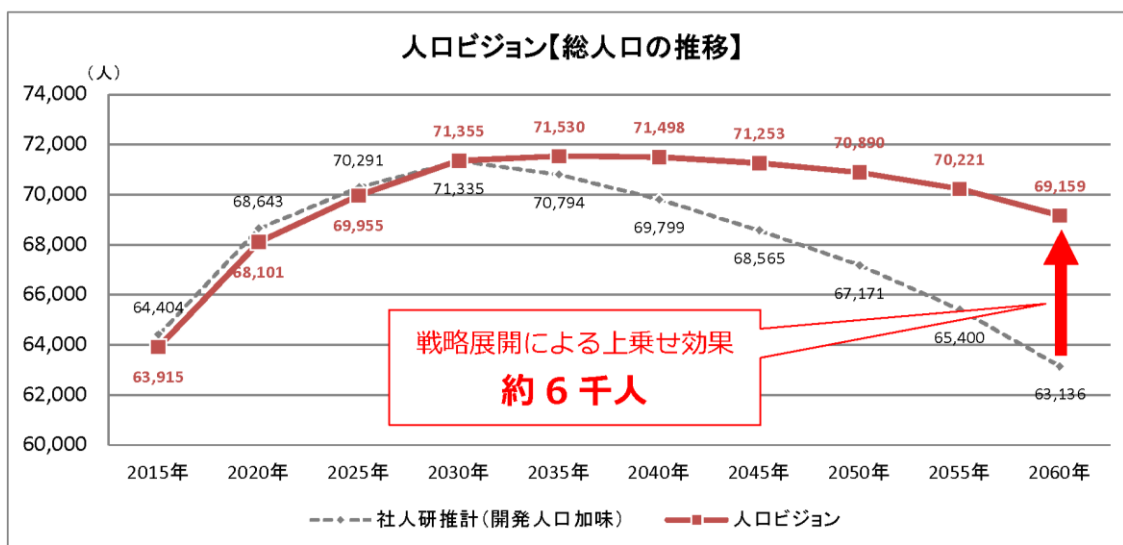
人口目標水準：2060 年に 7 万人程度の維持

人口構造：2060 年までに「若返り」への転換点を迎える

- ◇ 出生率の回復，若・中年世代の流入促進を進めることで，2060 年（令和 42 年）の推計人口は 69,159 人となることから，第二次総合計画における目標人口（2021 年（令和 3 年）に 70,200 人）には時間軸でやや遅れるものの，ピーク人口（2035 年（令和 17 年）に 71,500 人程度）を踏まえながら，長期的には人口『7 万人』程度を想定したまちづくりを進めていきます。
- ◇ 出生率の回復による年少人口割合の安定を中心に，2060 年（令和 42 年）までに人口構造の「若返り」（高齢化率の低下傾向への反転）を目指します。

■推計人口について

- ・将来人口の推計に当たっては，社人研の将来人口推計を基礎推計として整理しています。
- ・本推計は，2010 年（平成 22 年）国勢調査の結果（実績値）を基にして，2015 年（平成 27 年）以降を推計しているものであり，2015 年（平成 27 年）の人口も「推計値」となっています。



※2015 年人口は国勢調査確報値ではない（推計人口）

出典：守谷市人口ビジョン（2016 年 2 月）

〔人口〕

良好な環境を維持していくため緑地と優良農地の占める割合を変えずに市街化を進めた場合の都市人口の上限（人口容量）はおおよそ9万人と考えられますが、増加傾向にある本市の人口も、全国の人口減少傾向を反映し、人口容量に近づくことなく減少に転じると推計されます。

今後、市街地整備事業に伴う人口定着によって当面は人口増加が続くことを勘案すると、本市の将来人口は当面の人口増加傾向を維持しつつ、計画期間中に増加の速度を弱めていくものとし、以下のとおり人口フレームを設定します。

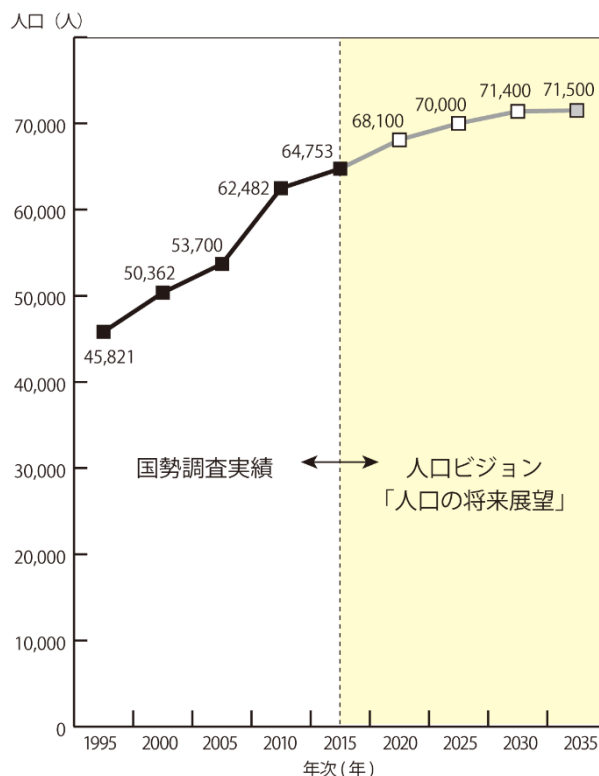
2015年（平成27年）64,800人※
 2025年（令和7年）70,000人
 2035年（令和17年）71,500人
 ※2015年人口は国勢調査人口

〔世帯〕

近年の世帯規模（家族数）の縮小傾向が今後も続くものと考え、人口増加以上の速度で世帯数が増加していくものと考えられます。

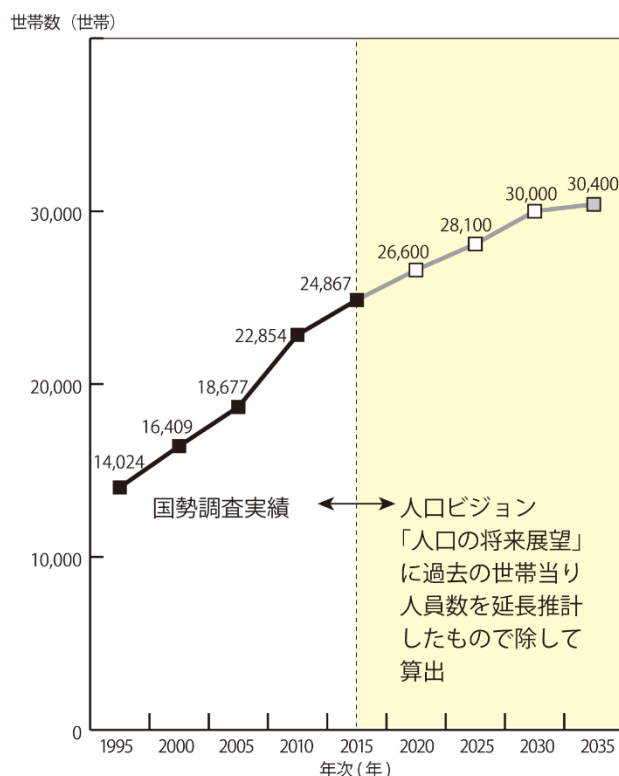
2015年（平成27年）時点の世帯当たり人員数2.60が2035年（令和17年）には2.35まで低下するものと仮定した場合の将来の世帯数の推移は右表のとおりです。

◆図3-1-3 都市人口フレーム



資料：国勢調査・守谷市人口ビジョン（2016年2月）

◆図3-1-4 将来世帯数



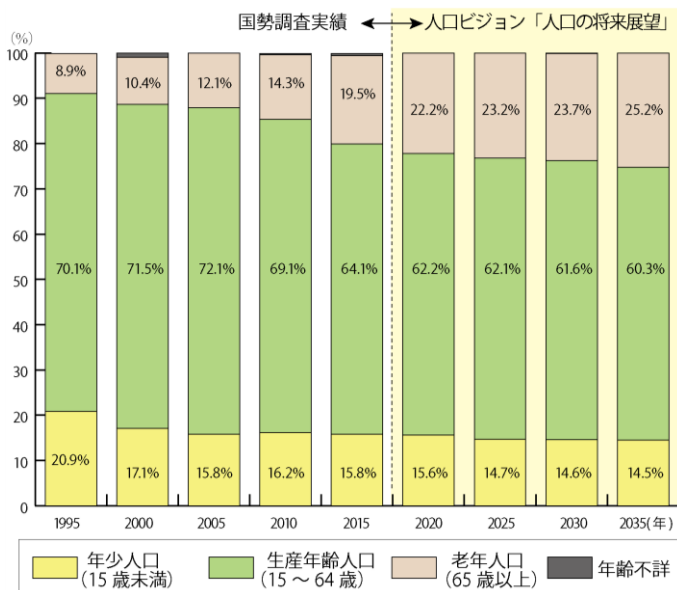
資料：国勢調査・守谷市人口ビジョン（2016年2月）

◆図 3-1-5 将来人口の年齢構成

〔男女年齢別構成〕

人口フレームの年齢別構成は、以下のとおりと推計します。

2015 年（平成 27 年）時点の 65 歳以上人口の比率は、19.5%と全国平均の 26.6%に比べて格段に低かったが、2035 年（令和 17 年）までには 25.2%程度まで上昇し本市も超高齢社会となるものと予測されます。



※2015 年は国勢調査人口
資料：守谷市人口ビジョン（H28. 2）

② 産業従業フレーム

前項の人口フレームを支えていく産業の規模を将来の産業動向の予測に基づいて将来の従業人口を予測し、これを産業従業フレームとして設定します。

全国的な産業動向及びこれまでの本市の産業の推移から、将来の産業従業動向は次のように予測されます。

- ・ 少子高齢化が進み、総人口に占める生産年齢人口の比率は低下していく。
- ・ 女性の社会参加や高齢者の雇用促進により全体的な就業率は上昇していく。
- ・ 産業機能の集積や身近な職場での女性の就業により、職住近接化が促進される。
- ・ 6次産業化※等により第3次産業従業者の比率が上昇していく。

※6次産業化：1次・2次・3次の産業を融合して新しい産業を形成する取組（生産者が加工と流通・販売も行い、経営の多角化を図ること）

上記に予測した将来の産業従業動向から下表のとおり産業従業フレームを設定します。

◆表 3-1-6 産業従業フレーム

年 次	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	合 計
2015 年	274 人	6,002 人	16,141 人	23,661 人
2025 年	300 人	7,220 人	17,260 人	26,090 人
2035 年	320 人	8,250 人	17,560 人	27,500 人

注：合計は「分類不能の産業」を含む。

上記フレーム達成のためには、第2次産業、第3次産業を中心に約 3,800 人の職場が新たに必要となります。

③ 市街地規模

先に設定した人口フレームを受け止めていく市街地の規模を、将来の人口密度及び産業用地の需要予測から設定します。

〔人口密度による将来市街地規模の検討〕

現在の市街化区域の密度（大規模な公園や工業用地などの非可住地を含むグロス人口密度※1）は、約 54.4 人／ha に達し、茨城県の市街化区域の平均約 29.5 人／ha を大きく上回っていますが、つくばエクスプレス沿線で発展を続ける千葉県の各都市と比べると未だ住宅市街化・人口定着の余地があると考えられます。

市街地に身近な樹林地・農地を残した比較的低密度な住宅市街地を保全・整備するものとし、将来の市街地人口密度を現在の密度を若干上回る 55 人／ha と想定します。

市街化調整区域の人口は宅地化を抑制して現状を維持するものとし、市街地内に一定の樹林地・農地を残しつつ大規模住宅団地内をはじめとする市街化区域内の低未利用地に適切な人口定着が行われた場合、約 115ha 程度の市街地拡大が必要となります。

◆表 3-1-7 将来市街地規模

年次、項目		都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
現況 2015 年	面積：ha	3,571	985	2,586
	人口：人	64,753	53,600	11,153
	人口密度：人／ha	18.1	54.4	4.3
将来 2035 年	面積：ha	3,571	1,100	2,471
	人口：人	71,500	60,500	11,000
	人口密度：人／ha	20.0	55.0	4.5

注：将来の市街化区域は 1,100ha となり、現況の 985ha から 115ha の拡大が必要となります。

〔産業用地需要の検討〕

従業員一人当たりの産業用地面積がほぼ現在と同様と考えると、先に設定した産業従業フレームに対応して、以下の新規用地需要が発生します。

第 2 次産業 61ha

第 3 次産業 13ha

これらの新規用地需要を基本として、新たな産業用地の可能性や現市街地内の産業用地の有効利用のあり方等を勘案して新たな産業用地を定めるものとします。

※1 グロス人口密度…区域全体の面積で人口を除いた人口密度、宅地面積当たりのネット人口密度を使いわけて市街地規模などを計画する。

(3) 都市の骨格構造… (p. 45 図 3-1-8)



将来都市像に示された望ましい緑豊かな都市環境と生き生きした都市生活を支える都市の骨格的な構造を、以下のように考えます。

① 核軸構成

核（拠点的機能）と軸（主要動線と付帯土地利用）による都市の骨組みを以下のように考えます。

都市軸（南北軸・東西軸）

常磐自動車道谷和原インターチェンジにつながる国道 294 号（都市計画道路取手守谷線）沿道の土地利用を計画的に誘導し、関東鉄道常総線と合わせた都市の背骨となる南北都市軸を強化します。また、つくばエクスプレスとその沿線に整備中の都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）を都市の東西軸に位置づけ、地域交通の円滑な接続、沿道の適正な土地利用を誘導します。

地域生活軸

国道 294 号西側に並行して市街地を貫く常総ふれあい道路（都市計画道路乙子北守谷線）の広域通過交通を円滑化し、地域の生活軸としての機能を高めていきます。

また、守谷地区の旧街道沿道についても、地域の道路網の整備に合わせて、地域の生活軸としての再整備を図ります。

広域交通軸

国道 294 号及び常総ふれあい道路の南北の広域大量通過交通の円滑化を図るため、利根川沿いの都市計画道路供平板戸井線を広域交通軸に位置づけ、都市軸道路・常磐自動車道との連絡の強化を含め、その整備を促進します。

地域交通軸

国道 294 号東側の幹線道路、鉄道及び国道 294 号を東西に横断する幹線道路を主に、地域の交通軸の整備を進め、全体として網の目状、ラダー（はしご）型の交通の骨組みをつくります。

産業文化軸

東西に横断する幹線道路のうち、都市計画道路北園野木崎線の沿道については、緑豊かなオープンスペースを持った工業用地、公共公益施設用地が連担する産業文化軸に位置づけ、新規機能の立地誘導、沿道の景観整備を進めます。

都市中心拠点

南北軸と東西軸の交差する守谷駅周辺地区を都市中心拠点に位置づけ、広域的な都市機能や都市の枢要な都市機能を立地誘導するとともに、にぎわいのある都市空間を形成し、公共交通の利便性向上などにより、各地区へ行きやすくなるようにして、拠点としての機能の強化を図ります。

副次拠点

大規模な住宅団地の最寄駅である南守谷駅及び新守谷駅の周辺地区を都市の南部、北部の副次拠点に位置づけ、周辺市街地と連絡する道路の整備やデマンド乗合交通の利便促進などにより、各地区へ行きやすくなるようにして、道路沿道への生活サービス施設の立地誘導などにより地域の生活拠点としての機能の強化を図ります。

地域生活拠点

各住宅団地のセンター地区を地域生活拠点に位置づけ、地域の日常生活を支援する商業サービス施設、地域保健福祉施設など身近な生活サービス機能の拡充・維持を図るとともに、各地区へ行きやすくなるように努めます。

行政文化拠点

市役所・図書館周辺地区を行政文化拠点に位置づけ、地区の緑の資源を生かして、各種行政機能の立地整備、緑あふれる豊かなオープンスペースの整備を進めます。

水と緑と歴史のふれあい拠点

守谷城址、守谷沼、北園森林公園一帯の、谷津の周辺の斜面緑地と谷津田及び水路・沼の空間、歴史的風土を、水と緑と歴史の環境に市民がふれる「拠点」と位置づけます。

そこでは、谷津の一団の樹林地・農地などの環境・景観の保全整備を図るとともに、ひがし野地区の「プロムナード水路」や本町地区の「守谷野鳥のみち」等の親水性のある歩行路により、守谷駅周辺地区（都市中心拠点）や南守谷の市街地との連携機能を充実にします。

広域スポーツ・保健福祉拠点

鬼怒川・利根川河畔の常総運動公園や常総広域地域交流センター・いこいの郷の周辺地区を広域スポーツ・保健福祉拠点に位置づけ、広域圏・市内各地域からも広域スポーツ施設・保健福祉施設を使いやすくします。

芸術文化交流拠点

1995年（平成7年）から茨城県による様々なアートプロジェクト「アーカスプロジェクト」が催されてきた“もりや学びの里”（元大井沢小学校）周辺地区を、より地域に開かれた芸術文化交流拠点として機能拡充を図ります。

スマートインターチェンジ周辺複合産業拠点

都市計画道路供平板戸井線の整備に合わせて、常磐自動車道守谷サービスエリア（S A）を活用したスマートインターチェンジ（S I C）の開設が検討・構想されており、開設構想S I C周辺を農業生産環境と調和する複合産業拠点と位置づけ、産業機能の立地誘導を検討します。

水と緑の景観形成ゾーン

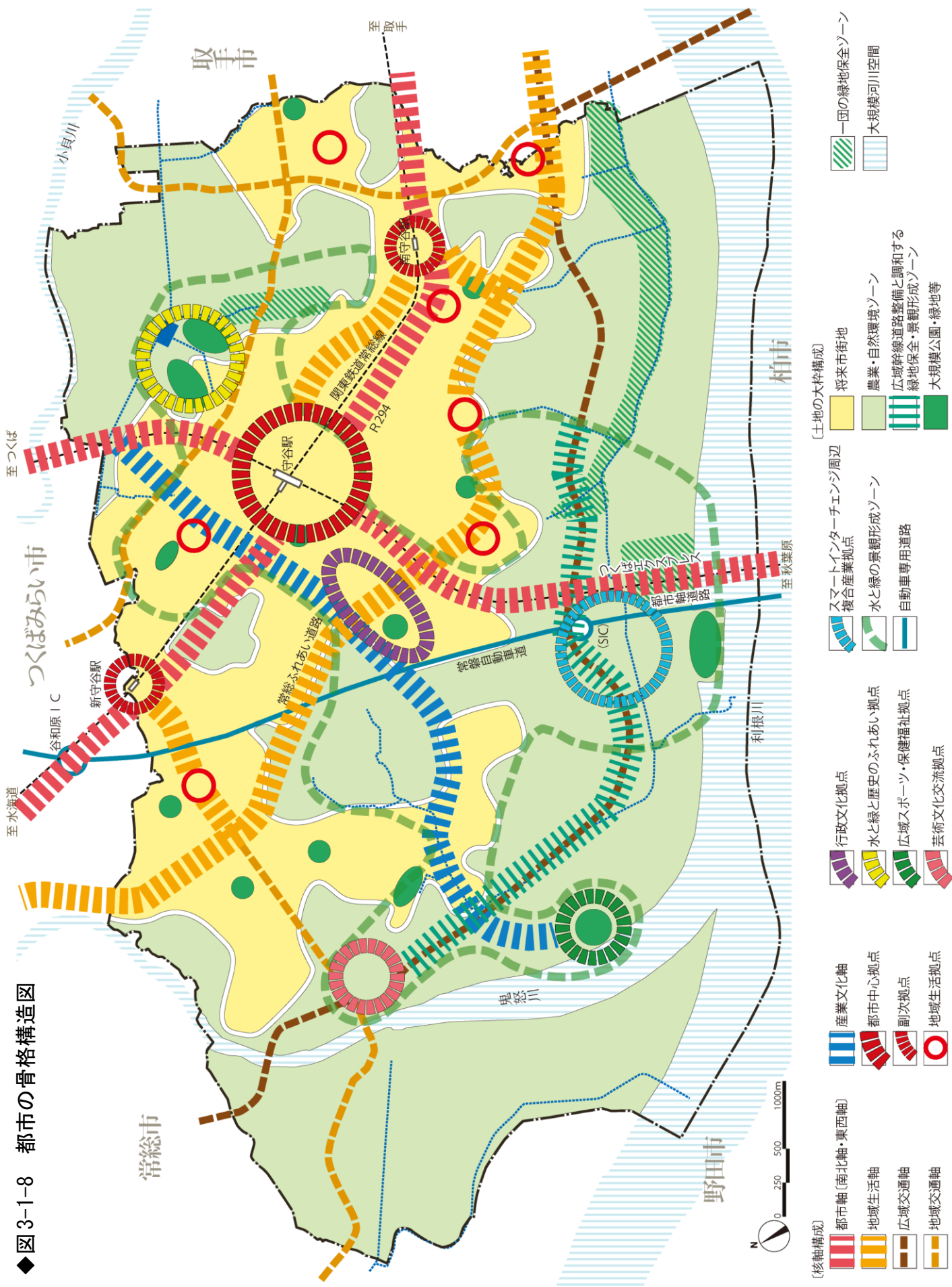
守谷城址周辺の「水と緑と歴史のふれあい拠点」から、守谷駅周辺の「都市中心拠点地区」、旧街道沿いの松並木等の歴史的な環境・景観を有する地区、市役所周辺の「行政文化拠点地区」、緑豊かな工業用地、農村集落地を経て、利根川沿いの大規模農用地地区内にある常総運動公園周辺の「広域スポーツ・保健福祉拠点」や「芸術文化交流拠点」、稲戸井調節池に至るゾーンを「水と緑の景観形成ゾーン」と位置づけ、谷津田水路を利用した親水空間、緑あふれる歩行空間と豊かなオープンスペース等を連続的に配置するとともに、良好な景観を形成していきます。

広域幹線道路整備と調和する緑地保全・景観形成ゾーン

新たに整備される広域幹線道路である都市計画道路供平板戸井線の「芸術文化交流拠点」と稲戸井調節池との間の沿道は、利根川を越えて都市軸道路が整備されることにより、守谷市及び茨城県の新たな玄関口となるゾーンです。

広大なオープンスペースと緑の斜面緑地が市の顔としての良好な景観を形成しているゾーンであることから、今後、保存緑地として緑地の買取りを進めます。

また、広域幹線道路の整備による広域的な自動車交通アクセスの飛躍的向上に伴い、この都市計画道路の沿道では、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を目指し、都市計画道路の整備に合わせて沿道の緑地の環境・景観を保全しつつ、計画的な土地利用を長期的に検討していくゾーンとします。



2. 都市づくりの基本方針 ～都市づくりの部門別方針～



(1) 土地利用の方針… (p. 49 図 3-2-1)

水と緑の環境と豊かな歴史風土を残し生かすこと、急速な市街化と必然的に訪れる地域社会の高齢化に対応するとともに、誰もが快適で住みやすい都市機能・都市空間をつくることを目指して、次のような方針に基づいて、計画的な土地利用を進めていきます。

① 土地利用の基本的な方針

農業環境・自然環境及び歴史的環境の計画的な保全と活用

利根川、鬼怒川、小貝川の3つの大河川とその沿岸環境、小規模な河川が台地を刻んだ谷津の環境や、守谷城址などの歴史的な環境について、各種土地利用規制の維持強化、保存緑地の指定と緑化基金などによる緑地等の買取り、公園緑地の配置整備などにより、計画的に保全し、市民の交流や学習活動を育む都市環境として活用するとともに、都市活動によるCO₂の排出が少なく、CO₂の吸収源となる森林が多い低炭素型の都市構造の骨格を形成していきます。

快適でうるおいのある都市的土地利用の推進

豊かな自然環境や農業環境を身近に感じ、ふれあうことのできる、緑が多い守谷市らしいうるおいのある都市的土地利用、市街地の整備を進め、誰もが住みたくなるまちを目指します。

都市中心拠点地区における都市サービス機能配置とにぎわいのある土地利用の実現

広域的な交通拠点であり乗降客・乗換客の多い守谷駅周辺の都市中心拠点地区において、都市生活サービス機能の立地誘導や都市的な歩行・滞在空間の整備などによるにぎわいとふれあいのある土地利用を進めます。

職住近接の土地利用構造の発展

“誰もが働きやすいまち”及び“身近に職場のあるまち”を目指して、職住近接の都市の構造を維持発展させるよう、産業生産、職場と生活、住居のバランスのとれた多様で活力ある土地利用構造を実現します。

地区コミュニティ単位のきめ細かな土地利用の誘導

高齢社会に対応すべく、地区コミュニティの維持・活性化を目指し、生活・福祉・学習等に供する生活拠点が交通条件などを踏まえてきめ細かく配置され、住宅の更新整備が進むよう、地区の特性を生かした土地利用を、市民との協働によりきめ細かく誘導していきます。

広域幹線道路の整備と連動した都市的土地利用の推進

都市軸道路などの広域的な幹線道路や自動車専用道路のインターチェンジ（IC）など交通結節点の整備と連動・連携して、周辺環境と調和しながら地域の産業機能を増進する新たな都市的土地利用を検討します。

② 土地利用の類型と配置方針

土地利用の基本的な方針に基づき、将来の都市の土地利用を次のように区分し配置して、用途地域などの地域地区の指定や地区計画の決定などにより計画的に誘導していきます。

計画開発住宅市街地

整備済の計画開発住宅団地については、その形成された良好な住環境を保全するとともに、低未利用地への建物の建築、適正で有効な土地利用の促進を図ります。

また、新規住宅開発については、その範囲を鉄道駅を中心とした住宅市街化の動向が強く、面的な基盤整備事業の実施が確実な地区、洪水浸水災害や土砂災害の危険性の低い地区に限定するほか、地区の良好な自然的・歴史的な環境・景観を保全、活用し、隣接する環境に配慮した敷地・建築物の規模・形態を持ち、良好な居住環境を形成する開発整備の形態をとるものとします。

また、一部に人口・世帯数の減少や空家・空地が見られるようになった既存住宅団地については、団地センターの地区生活拠点としての都市機能の維持、再配置や住宅の更新整備、空家・空地の適正管理・活用を促進し、良好な居住環境とコミュニティを維持していきます。

一般住宅市街地

守谷駅周辺の都市中心拠点地区隣接市街地については、都市の中心市街地としての都市機能の整備と一定の高度な利用を可能とする高水準の基盤施設の面的・系統的な整備に努め、都市的で中密度な住宅市街地を形成していきます。

また、その周辺の一定の空閑地を残す市街地については、生産緑地の維持など、市民との協働により一団の樹林地・農地の保全・管理を進め、緑豊かな住宅市街地を形成していきます。

中心商業業務地

守谷駅周辺の都市中心拠点地区を都市の中心となる商業業務地に位置づけ、その周辺を都市の枢要な都市機能の立地を積極的に進める「立地適正化計画」の「都市機能誘導区域」とし、一定の土地の高度な利用により、拠点地区にふさわしい商業、サービス、業務等の都市機能立地と都市的なにぎわいの感じられる空間整備を進めます。

近隣サービス商業地

新守谷駅周辺、南守谷駅周辺と各住宅団地のセンター地区の地域生活拠点を形成するゾーンについては、地区の生活利便に供するサービス・商業施設や公共公益施設の維持や空地への再配置を誘導し、地域の暮らしを支える土地利用を図ります。

幹線道路沿道複合市街地

国道 294 号（都市計画道路取手守谷線）などの広域幹線道路、都市幹線道路の沿道の一部を、後背の住宅地と大量通過交通の緩衝機能を持つ適正な沿道土地利用の立地を計画的に誘導するゾーンとします。

工業・流通施設用地

既存の大規模工業用地については、常磐自動車道谷和原インターチェンジ（ＩＣ）に近い地域の特性を生かし、豊かなオープンスペースを持ったその環境と合わせて、周辺幹線道路網の整備等により産業・生産機能を保全充実し、職住近接の都市構造の維持発展に努めます。

複合用途市街地

市役所周辺では、行政文化拠点を形成する諸機能の立地整備と環境良好な住宅地が複合した緑豊かな土地利用を進めます。また、つくばエクスプレス総合基地周辺の幹線道路沿道において新たな産業機能と住宅地が複合した市街地の整備を進めます。

農村集落地

緑豊かな集落地とその周辺の畑地、樹林地からなる農村集落地については、市街地との連絡、環境調和に配慮しつつ、生活環境の整備改善を進めるとともに、その環境、生活文化を保全します。

一団の農用地

一団で大規模な農用地（田）については、その周辺の農村集落の斜面緑地と合わせて、基本的に、農業生産空間としてその機能・景観を維持増進します。

河川及び調節池

利根川、鬼怒川、小貝川の３つの大河川の河川空間と利根川沿いの調節池（稲戸井調節池）においては、市街地との連絡機能を強化するとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、市民が河川の水、景観とふれあう機能（公園緑地、歩行路、運動施設等）の整備を検討していきます。

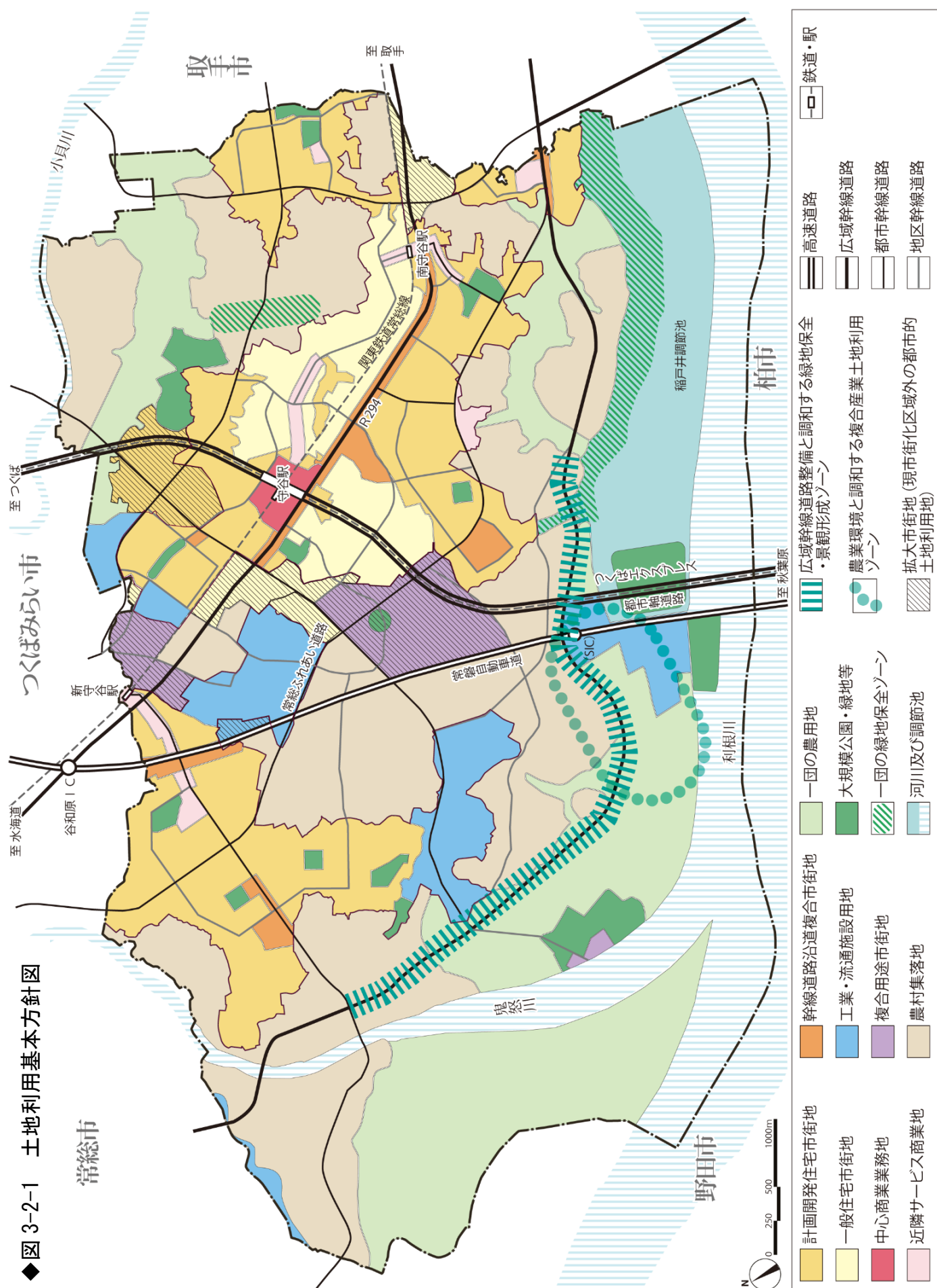
広域幹線道路整備と調和する緑地保全・景観形成ゾーン

利根川を越える広域交通から、守谷市の玄関、顔と言える、美しく特色ある景観を有する大野地区の都市計画道路供平板戸井線沿道については、その緑豊かな環境・景観の保全を図ります。なお、今後、都市機能の立地整備の可能性が高まる守谷サービスエリア（ＳＡ）周辺などの一部のゾーンについては、農業施策や地元地権者の意向を踏まえながら、農業・自然的土地利用と調和し、都市との交流により農業生産機能を増進する計画的な産業土地利用を検討・誘導します。

農業環境と調和する複合産業土地利用ゾーン

大野地区のスマートインターチェンジ（ＳＩＣ）周辺複合産業拠点では、広域自動車交通の利便性の向上を受けて農地・農村集落との環境の調和、斜面緑地などの水と緑の景観の保全を図りつつ、複合産業土地利用を検討します。

Ⅲ. 全体構想





(2) 交通体系整備の方針… (p. 53 図 3-2-2)

つくばエクスプレス開業により高まった広域交通利便性を維持増進する交通ネットワークの形成とわかりやすく快適で使いやすい都市構造の整備を目指して、次のような方針に基づき体系的な交通基盤の整備を進めていきます。

① 交通体系形成の基本的な方針

広域交通体系の更なる強化

つくばエクスプレスと都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）の整備により国道 294 号（都市計画道路取手守谷線）沿道の守谷駅周辺は、広域交通体系の拠点となりましたが、さらに、市域全域で広域交通利便性を高めるため、つくばエクスプレスの東京都心に向かう輸送力の強化、国道 294 号の交通負荷を低減し広域圏との連絡を強化する都市軸道路・都市計画道路供平板戸井線など利根川沿岸の広域幹線道路整備、それらと接続する常磐自動車道スマートインターチェンジ（S I C）の開設の検討などを進めます。

守谷駅の交通拠点機能の拡充

つくばエクスプレスと関東鉄道常総線との乗換駅として広域交通の拠点である守谷駅について、鉄道間の乗換、鉄道と他の交通機関との乗換等が円滑・快適にできるよう、引き続き交通拠点機能の拡充に努めます。

また、市内各地区から守谷駅に向かう幹線道路については、歩行空間の充実を含めて整備の促進を図ります。

南北方向の幹線の複線化

南北方向の市街地内を通る国道 294 号及び常総ふれあい道路（都市計画道路乙子北守谷線）には、大量の広域通過交通が流入しています。

これらの通過交通を分担し広域との連携を強化するため、南北方向の広域幹線道路の整備を検討促進します。

東西分断の解消

都市軸道路と国道 294 号の南守谷の立体交差整備により関東鉄道常総線による東西市街地の交通分断は改善されていますが、より効果的に東西市街地の連携を図るために、交通の集中と混雑がみられる幹線道路の鉄道交差部の整備を進めます。

地区の生活交通の利便性の向上

高齢社会となる将来においても、誰もが都市の利便を享受し快適にまちに出て活発な都市活動を行うことができるよう、地区レベルにおける安全・快適な交通空間の整備を進めるとともに、人やモノの移動によるCO₂の排出が少ない低炭素型都市構造の構築に向けて、社会実験などによりその整備効果を確認・評価しつつ、公共交通システムの充実・快適化と利用の増進を図ります。

② 道路整備の方針

交通体系形成の基本的な整備に基づき、道路の段階構成と配置を次のように計画します。

広域幹線道路

都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）、国道 294 号（都市計画道路取手守谷線）、都市計画道路供平板戸井線を広域幹線道路として位置づけ、広域圏との円滑な連絡を確保するため、都市計画道路供平板戸井線の常磐自動車道や都市軸道路との連絡の確保や鬼怒川を越える橋梁の整備を含め、未整備区間の重点的な整備を促進します。

都市幹線道路

南北方向の都市計画道路郷州沼崎線、常総ふれあい道路（都市計画道路乙子北守谷線）、東西方向の北守谷板戸井線、北園野木崎線、郷州戸頭線等を、市内各地域と広域幹線道路を連絡する都市幹線道路に位置づけ、その整備を進め、広域幹線道路と合わせてラダー（はしご）型ネットワークを形成します。

地区幹線道路

地区交通やバス交通等の地域サービスを支え、広域幹線道路、都市幹線道路を連絡する地区幹線道路を整備し、都市の骨格的な道路網を構成します。

その他、各集落や市街地、主要な公共施設等を結ぶ主要な生活道路について、歩道等の道路の拡充整備、沿道建築のセットバック等による交通機能の充実・快適化を図ります。

また、市街地の居住環境の改善を図るため、基盤整備が十分でない地区等における区画道路の整備を進めます。

③ 公共交通の整備方針

鉄道交通

つくばエクスプレスの東京駅までの延伸と輸送力の強化を促進するとともに、更なる利便の向上を図ります。

バス交通

幹線道路網の整備に合わせて、鉄道駅やその周辺の地域生活拠点、各地区や集落を円滑に連絡するバス路線網の充実を図ります。

また、市内の主要な公共施設、鉄道駅と各地区、集落を連絡する、誰もが利用しやすいコミュニティバスの路線の検討・再編を進めるとともに、デマンド乗合交通の利用を促進し、公共交通の利便性の向上と利用の増進を図ります。

④ その他の交通施設の整備方針

駅前広場，交通広場

各鉄道駅の駅前広場，交通広場は交通結節点になるとともに，市民や他市町村から訪れる人々の交流の場となるよう，バス交通などへの乗換えのための歩行・滞在空間の快適化など，機能の拡充を進めます。

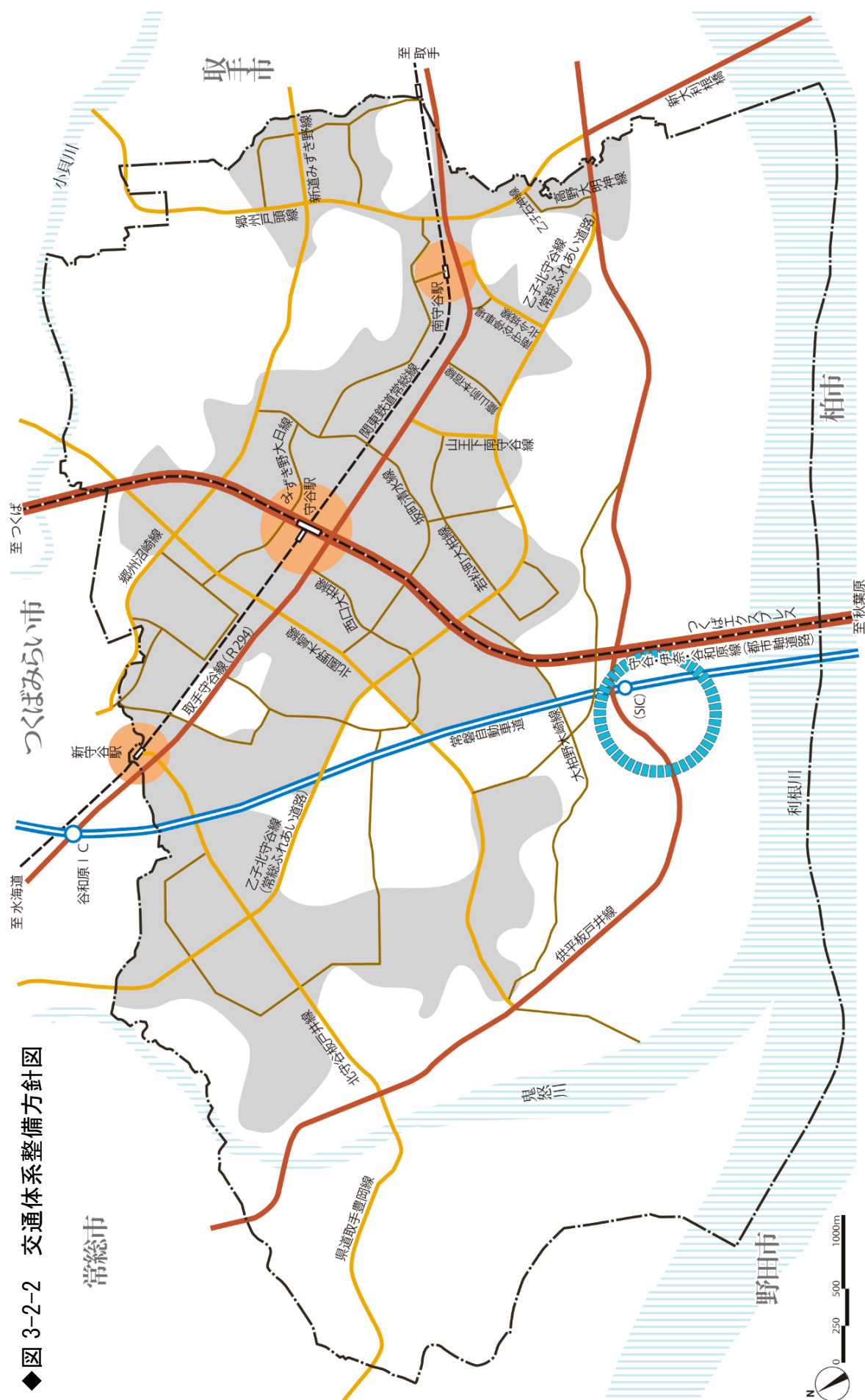
関東鉄道常総線新守谷駅では，都市計画道路郷州沼崎線方面から駅へ円滑にアクセスできるよう，交通広場やアクセス道路の整備を検討・推進します。

駐車場・駐輪場

道路交通の円滑化，各鉄道駅周辺の交通結節点機能の強化，商業活動の活性化などを促進するため，守谷駅周辺の都市中心拠点において，適切な駐車場の設置と効率的な利用・管理システムの構築を検討・促進します。

また，歩行者・自転車交通のネットワーク整備に対応して，自転車駐車場の整備と効率的な利用・管理システムの構築を進めます。

つくばみらい市



(3) 自然環境の保全と公園緑地の整備の方針… (p. 59 図 3-2-5)

水と緑の豊かな歴史風土を次世代に継承し、低炭素型都市構造を構築するために、「緑の基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働により、都市の緑を守り育み、市民が憩える自然とふれあう場をつくります。

多様でしなやかな自然の機能や仕組みを活用した豊かな社会を目指す「グリーンインフラ」※2の考え方にに基づき、緑化・緑地保全を組み込んだ計画的なまちづくりを進めます。

① 多様な主体の協働による緑地の保全、育成

都市の環境・景観の骨格を形成する緑地の保全

緑豊かな都市環境を守り、生かすため、都市の環境・景観の骨格を形成する一団の樹林地の積極的な保全管理を図ります。

「緑の保全と緑化の推進に関する条例」により指定されている保存緑地の指定区域を極力維持するとともに、つくばエクスプレスや常磐自動車道の利根川を越える橋から眺望される斜面緑地や守谷城址公園周辺の谷津の斜面緑地などの「水と緑の景観形成ゾーン」に位置する守谷の顔となる景観を構成する緑地等については、市民・事業者の参加によりつくられている緑化基金を活用して、公共用地としての買取りを進めるとともに、「愛宕谷津」の一団の樹林地などの保全を推進します。

自然環境と調和した緑豊かな市街地の整備

斜面の一団の樹林地などの良好な自然環境・景観や特色ある歴史的環境・景観を有する地区における市街地の開発や幹線道路の整備に当たっては、開発整備が周辺環境に与える影響を極力抑制するため、既存の樹林地などを生かした公園の整備や緩衝緑地の整備に努めます。

また、緑豊かで自然環境と調和した市街地環境を形成するため、生産緑地の保全・活用を含めた緑地の保全整備に加えて、公共施設の緑化、宅地内の緑化を推進します。

緑地の保全・管理への市民参加の促進

緑化基金を通じた市民参加に加えて、保存緑地の管理や宅地の生け垣などの管理活動への市民参加等を促進し、協働による緑の保全・創出に努めます。

また、工場などにおいて排出されるCO₂による地球環境に与える影響を別の場所の森林保護などにより相殺（オフセット）するカーボンオフセット※3など、緑地保全への市内立地事業者の参加の仕組みを検討し、市民・事業者の協働による緑地の保全・管理を促進します。

※2 グリーンインフラ…社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続的で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの

※3 カーボンオフセット…日常生活や経済活動によって排出される二酸化炭素を何か別の手段を用いて相殺しようという考え方（森林保護、植樹等）

② 水と緑の資源を生かした誰もが利用しやすい公園緑地の配置整備

拠点地区の資源を生かした公園緑地整備

人が集まり交流する都市中心拠点などの拠点地区では、各地区に固有の水と緑の資源を生かす公園の整備、環境の保全を進め、守谷の歴史や自然とふれあう交流の場としていきます。

- ・ 駅周辺の都市中心拠点、副次拠点を形成する地区においては、土地の高度利用に伴う敷地内公開空地などの都市的な広場の整備を誘導します。
- ・ 「水と緑と歴史のふれあい拠点」では、北園森林公園に加えて、守谷城址の歴史を生かした守谷城址公園の整備や、守谷沼を含む親水性のある環境の保全を図ります。
- ・ 都市中心拠点に近接する松並青葉地区の松並木を保全しつつ、歩行空間が整備された松並木公園を、市民が守谷の歴史と環境にふれあう場として、維持管理・活用整備を図ります。
- ・ 市役所周辺の行政文化拠点では、既存の樹林地を生かした公園緑地の整備、「市民緑地制度」の適用などによる借地方式による緑地の保全、市民協働によるその維持管理・利用などの活用方策の検討を進めます。
- ・ 利根川の稲戸井調節池の整備に伴い、貯留量の確保や河川沿岸の自然環境・景観の保全に配慮しつつ、河川空間を多目的に利用する運動場などの整備を促進します。

適正圏域を持つ住区基幹公園の配置整備

市街地の整備に当たっては、都市の将来人口の1人当たりの都市公園緑地の規模が12㎡以上となることを目標に、市民の身近な利用に供する街区公園などの住区基幹公園を適正な圏域となるよう配置するなど、人口増加に見合った公園緑地の整備を推進します。

- ・ 将来の住区基幹公園の整備の候補地として、市街地内の適地にある一団の残存農地についての生産緑地の指定の維持・活用を図ります。
- ・ 新市街地の開発整備に当たっては、土地区画整理事業や一団の計画開発により、地域の自然的・歴史的な環境・景観を生かして、適正規模、配置の公園緑地の整備を進めます。
- ・ 地域の身近な公園緑地の整備、維持管理に当たっては、市民との協働による計画づくりや整備後の「公園里親制度」等による維持管理を促進します。

③ 歩行者・自転車交通空間のネットワーク整備

公園緑地や広場など人々が集まり憩う施設を結ぶ歩行ルート・自転車サイクリングロードを整備し、地域の自然と文化にふれあう歩行者・自転車交通空間のネットワークを形成していきます。

ネットワークの形成に当たっては、自動車交通との分離と歩行者と自転車の融和を図る幅員構成とデザインにより、安全で快適に通行できる歩行空間の整備を進めます。

1. 都市拠点地区における歩行空間の充実

〈駅周辺の都市的歩行空間形成ゾーン〉

守谷駅周辺都市中心拠点地区

駅前広場、街区公園に加え、地区計画や景観計画に基づく壁面後退や緑化などによりゆとりある歩行者空間の確保を図ります。

この都市中心拠点地区と守谷城址周辺の「水と緑と歴史のふれあい拠点」や市役所周辺の「行政文化拠点」とをつなぐ周辺の市街地では、河川、樹林地をたどって歩道・歩行者専用路を整備するとともに、沿道緑化や道路（歩道）幅員構成の見直しにより豊かな歩行空間を持った幹線道路を整備し、一体となって「水と緑の景観形成ゾーン」を形成します。

新守谷駅周辺副次拠点地区

北守谷地区方向と連絡する歩行者・自転車専用路、幹線道路歩道や駅東側への交通広場及びアプローチ道路などの歩行空間の機能の整備推進を図ります。

南守谷駅周辺副次拠点地区

愛宕神社以東に残る谷津の自然環境の保全と歩行ルート「守谷野鳥のみち」の市民協働による整備・維持管理により、守谷城址周辺の「水と緑と歴史のふれあい拠点」と連絡を図るとともに、駅前広場を経て高野方向の河川空間との結びつきを強めます。

〈豊かな歩行空間の広がる公益施設ゾーン〉

市役所周辺の行政文化拠点地区

市役所等の既存の豊かな空閑地を持つ公共公益施設に加えて、その背景となっている樹林地の緑地保全を進め、市のシビックセンターにふさわしい歩行空間、交流空間の充実を図ります。

中央公民館周辺地区

中央公民館、黒内小学校、土塔森林公園等の公共公益施設の集積と谷津の地形、残された樹林地を生かして、守谷駅周辺の「都市中心拠点地区」と市役所周辺の「行政文化拠点地区」を連絡する歩行ルートを整備し、「水と緑の景観形成ゾーン」の中継拠点としていきます。

＜守谷城址周辺の水と緑と歴史のふれあい拠点ゾーン＞

守谷沼と北園森林公園に加えて守谷城址公園の充実を図り，小貝排水路の広大な谷津に向かって開かれた守谷の自然と歴史を象徴する，「水と緑の景観形成ゾーン」の要となる「水と緑と歴史のふれあい拠点」を形成するとともに，残された谷津の水と緑の空間を生かしたひがし野地区の「プロムナード水路」や愛宕谷津の「守谷野鳥のみち」などの歩行ルートを通じて，守谷駅周辺都市中心拠点地区，南守谷駅周辺副次拠点地区との連絡を図ります。

＜広域スポーツ・保健福祉拠点ゾーン（常総運動公園周辺）＞

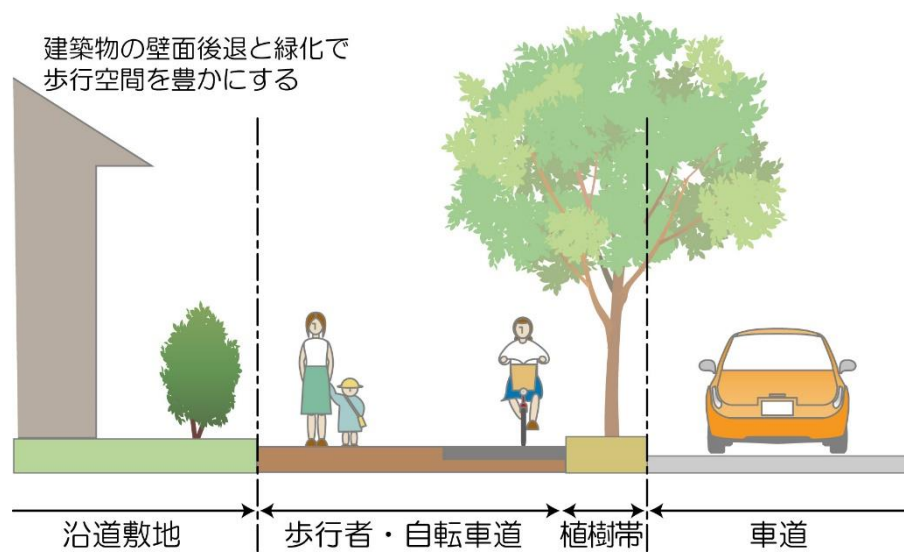
幹線道路歩道の歩行空間機能の保全・充実，周辺農村集落地を通り市街地と連絡する歩行者ルートの整備などにより，他の拠点地区との歩行連絡を強化し，広大な河川空間に開かれ他都市からも利用されるスポーツ・保健福祉拠点の機能を充実します。

2. 歩行者・自転車交通ネットワークの形成

幹線道路歩道空間

市街地及び集落地を連絡する幹線道路の整備に当たっては，地域の地形になじみ，自然・歴史を生かした整備を目指すとともに，地域の特色を示す街路樹・植樹帯の整備や沿道の敷地における壁面後退と緑地，路面のデザインなどにより，歩行者と自転車の共存を図る歩道整備を進め，歩行者・自転車交通ネットワークの一部を形成していきます。

◆図 3-2-3 幹線道路歩道空間の充実の考え方



歩行者・自転車専用路

「水と緑の景観形成ゾーン」では、谷津の水路や斜面の樹林、松並木等を保全し活用しつつ、各拠点間を歩いて守谷の自然と歴史を体験できる歩行者・自転車専用路を配置して整備を図り、ネットワークの骨格を形成します。

また、利根川・鬼怒川沿いのサイクリングロードの整備を促進します。

住宅団地においては学校等の公共公益施設や都市公園を連絡する緑道の機能の維持・充実を図ります。

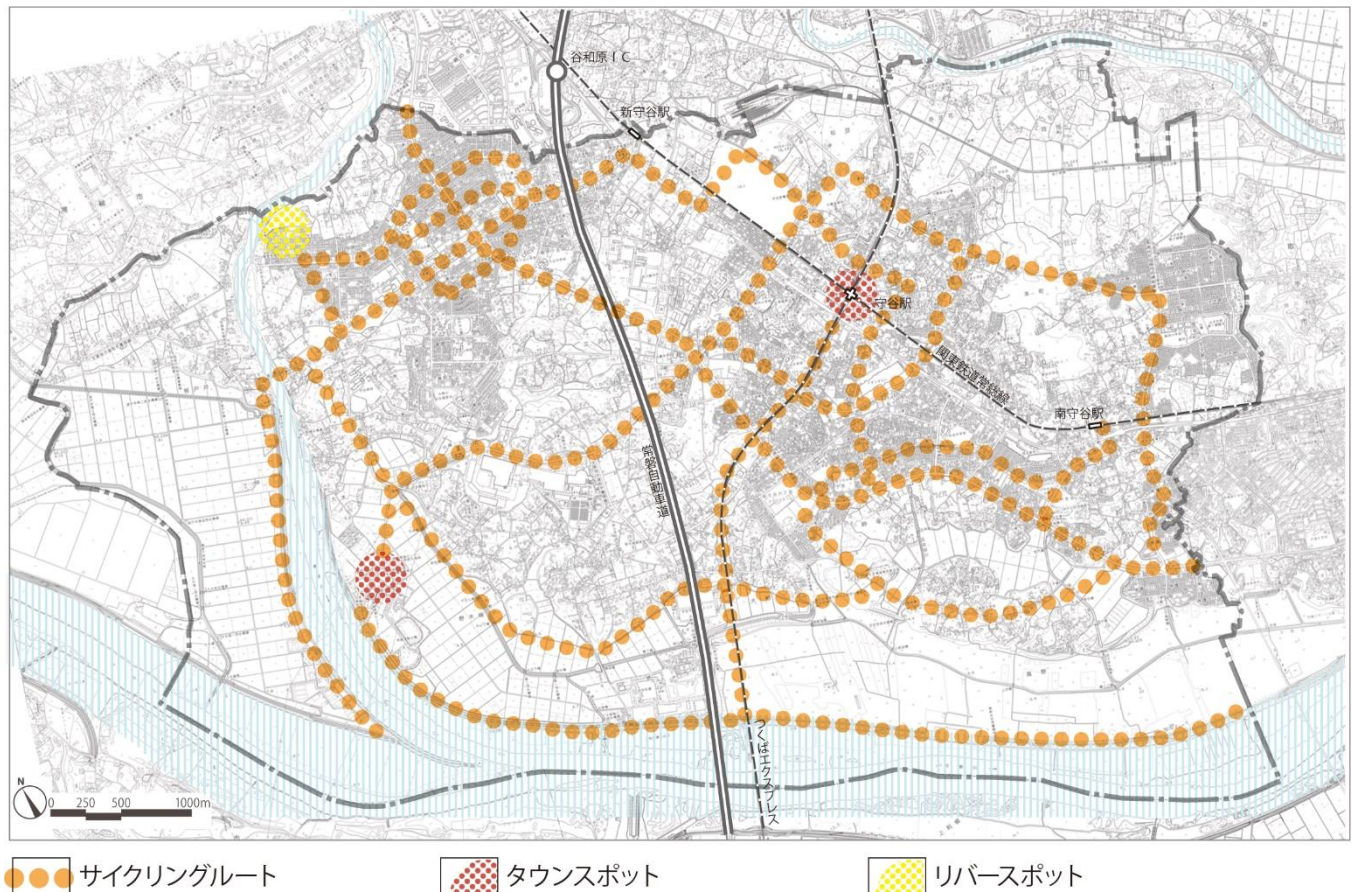
歩行者優先道路

歩行者・自転車交通が多い、拠点地区や主要な公共公益施設を連絡する道路については、歩行者優先道路として道路空間デザインと沿道環境整備により歩行の利便と快適性を強化し、歩行ネットワークの一部としていきます。

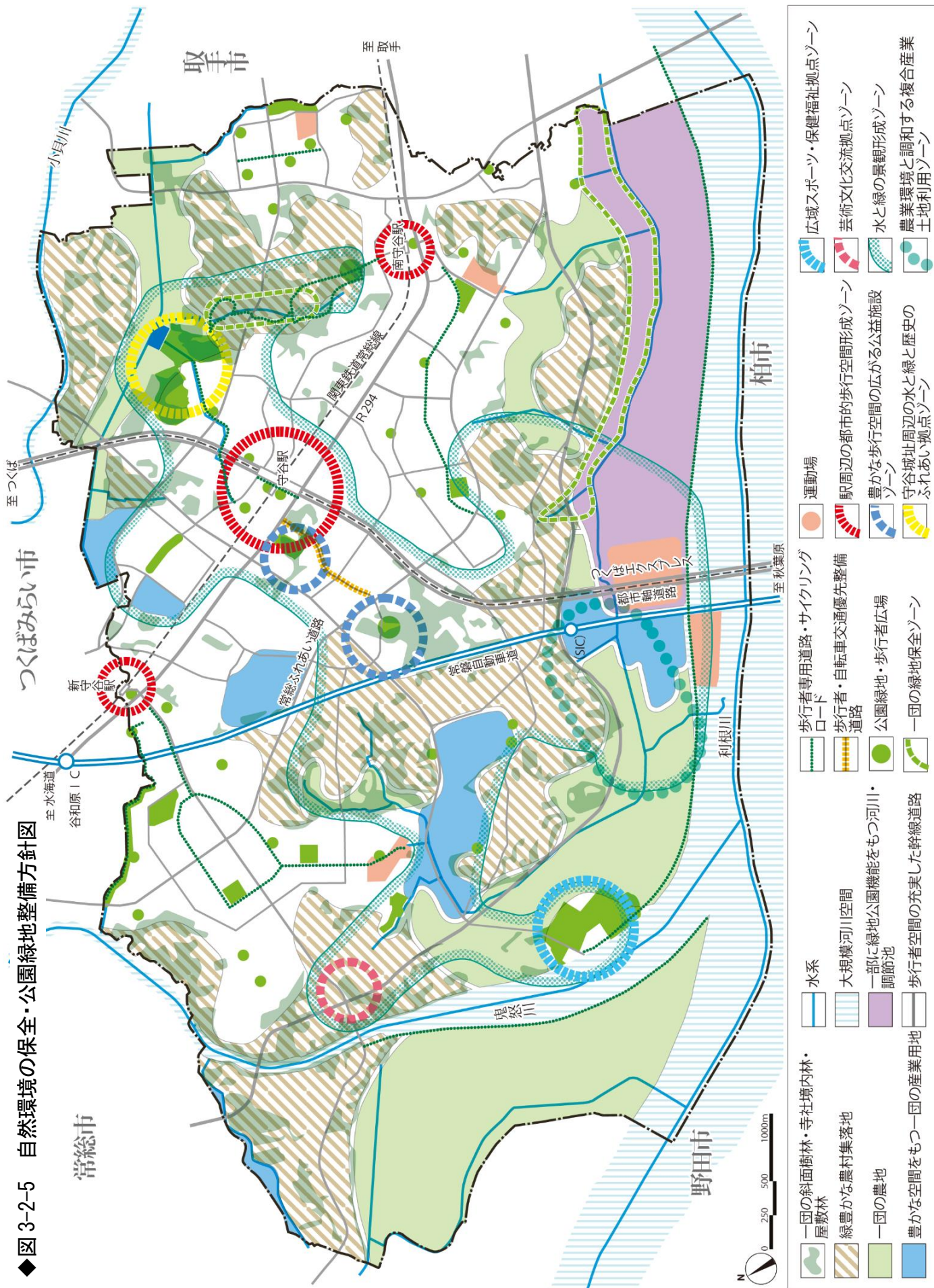
サイクリングルート

利根川・鬼怒川沿いなどへの自転車専用のサイクリングロードや幹線道路の自転車・歩行者道、自転車レーンの整備促進により、拠点地区や主要な公園緑地を連絡するサイクリングルートのネットワークを形成します。

◆図 3-2-4 サイクリングルート構想



◆図 3-2-5 自然環境の保全・公園緑地整備方針図





(4) 景観形成の基本方針… (p. 64 図 3-2-7, p. 65 図 3-2-8)

本市の景観は、川、谷津、丘等の地形的特徴をベースとしており、その特徴が今日も比較的良く残されています。

しかし、近年の台地中央部を中心とする開発の進展により、景観パターンの変化が見受けられます。“都市の構成をわかりやすく組み立てること”や、のびやかな地形や緑といった、本市に“残された環境（景観パターン）を生かすこと”を原則として、豊かな環境を都市生活に生かしていくことを目標とし、「守谷市景観計画：（2012 年（平成 24 年）12 月改定）」に基づき、都市スケール（市全体の骨格形成に関わるもの）とまちスケール（生活の場の単位）における景観形成を進めます。

① 都市スケールの方針

市域全体の構成に関わる骨格的な施設整備策を対象として、わかりやすい都市の骨組みをつくります。

河川とその周辺を利用した都市の縁取りの景観形成

利根川沿いを通る都市計画道路供平板戸井線は、国道 294 号（都市計画道路取手守谷線）の交通バイパス機能を持つとともに、都市の外郭を示しています。利根川・鬼怒川沿いの丘陵斜面と協調して、都市の縁取りとなる景観を形成していきます。これらの道路整備に当たっては、地形的特徴をできるだけ変えない工夫や、緑の育成等による縁取りの景観を積極的につくり、また、縁取り部分では、河川景観の眺めや遠望といった、まちの中にはない大きな眺望景を維持し、河川沿岸空間では、都市を縁取る緑の多い広々とした眺めを保全します。

南北軸、東西軸による都市の中心軸

国道 294 号を南北軸、つくばエクスプレス沿線及び都市軸道路（都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線）を東西軸と定めます。

これらは都市の中心軸を示し、かつ十文字パターンになっており、それぞれの方向性を表す都市の背骨とします。

都市の空間認知の重要な手がかりとするために、中心軸の交差部に拠点形成を図ることに加え、沿道市街地と協調した景観形成を図ります。

南北軸では南守谷、新守谷両駅周辺市街地との連携、東西軸では大規模な道路空間をやわらげる沿道緑化などを重視し、それぞれの地域特性を表す景観をつくります。

都市の目印となる拠点や核の景観形成

市役所、常総運動公園及び守谷駅周辺は、全市的スケールで利用される拠点又は核となる施設ゾーンです。これらはつくばエクスプレス軸あるいはこれと並行する道路軸に分散立地しており、それぞれの位置性を明示するランドマーク（目印）となります。

ランドマークは、目立つことより印象深い空間であることが大事です。

それぞれの施設は、河川周辺、谷津の入り口、台地面など、背景の地形的特徴を生かした空間整備を行います。

② まちスケールの方針

住む場所や働く場所など、人々の実際的な生活の場における空間整備に関わるものを対象として、まとまりとゆとりを感じる生活空間をつくります。

豊かな緑で囲まれる生活圏の景観形成

本市の住宅地や工業地などの周囲には、樹林、農地、旧集落、河川環境など、緑の多い環境が残されています。

こうした緑の環境を都市空間として積極的に位置づけ、一団の都市的土地利用ゾーン（生活圏）は緑によって空間の単位が形づくられるという、「守谷らしさ」の形成を図ります。

緑による空間単位づけは、大きな枠組みから内部の単位づくりへの段階的構成を目指します。

この中で大きな枠組みとなるのは、利根川沿いと小貝川沿いに連続する谷津の環境保全ゾーンと、谷津の水系をたどって利根川系と小貝川系を結びつけるグリーンベルト育成ゾーンで構成されるものと考えております。

季節感のある主要ネットワークの景観形成

十文字パターンの主軸に対し、ラダー（はしご）型の副軸は、生活圏を結ぶ役割を持ちます。

また、各道路が結びつける要素は、住宅地の間、運動公園や市役所などの拠点の間、住宅地と鉄道駅の間のようにそれぞれ個性を持っているため、こうした個性を生かす景観形成を図ります。

道路景観の個性をつくる要素としては、植栽帯の形成と街路樹の樹種選定があります。住宅地、工場、農地などの背景に応じて、常緑樹、花や実のある樹などのバリエーションを配置し、まちに季節感を演出するとともに、道路空間から沿道の景観形成への波及を目指します。

地域の特性を生かした表情豊かな景観形成

都市化の進展によって従来からの農地や集落地に加えて、住宅地、工業団地、駅周辺市街地、商業施設及び公園など、性格の異なる様々なまちが形成されてきました。まちには、立地環境や人々の暮らし方などを条件にした雰囲気や、個性が生まれてきます。

こうした地域特性を生かした街並み形成やアメニティ空間づくりなどを進め、表情豊かなまちづくりを目指します。街並み形成やアメニティ空間づくりに当たっては、点在する歴史的な環境、周囲に残された樹林や起伏に富んだ地形などをまちづくりの資源として積極的に活用していきます。

隣接する環境・景観と調和の取れた街並み景観の形成

つくばエクスプレスの開業に伴う市街化の動向の強まりと変化に計画的に対応し、隣接する自然環境・景観や既存の住環境と調和の取れた美しい街並みを形成していくため、地区計画や景観形成重点地区の指定による地区ごとの特色ある景観の誘導を検討推進します。

③ 景観計画区域・景観形成重点地区の指定と景観形成の方針

景観計画区域・景観形成重点地区の指定

本市では、良好な景観の形成を図り、もって個性豊かな魅力あるまちづくりを推進するため、景観法に基づく「景観計画区域」を守谷市全域としました。

また、景観計画区域のうち、地区の特性を踏まえ重点的に良好な景観の形成を図るべき「景観形成重点地区」に“守谷駅東口・西口駅前の商業エリア（約7.6ha）「守谷駅周辺商業A地区」”を指定しました。

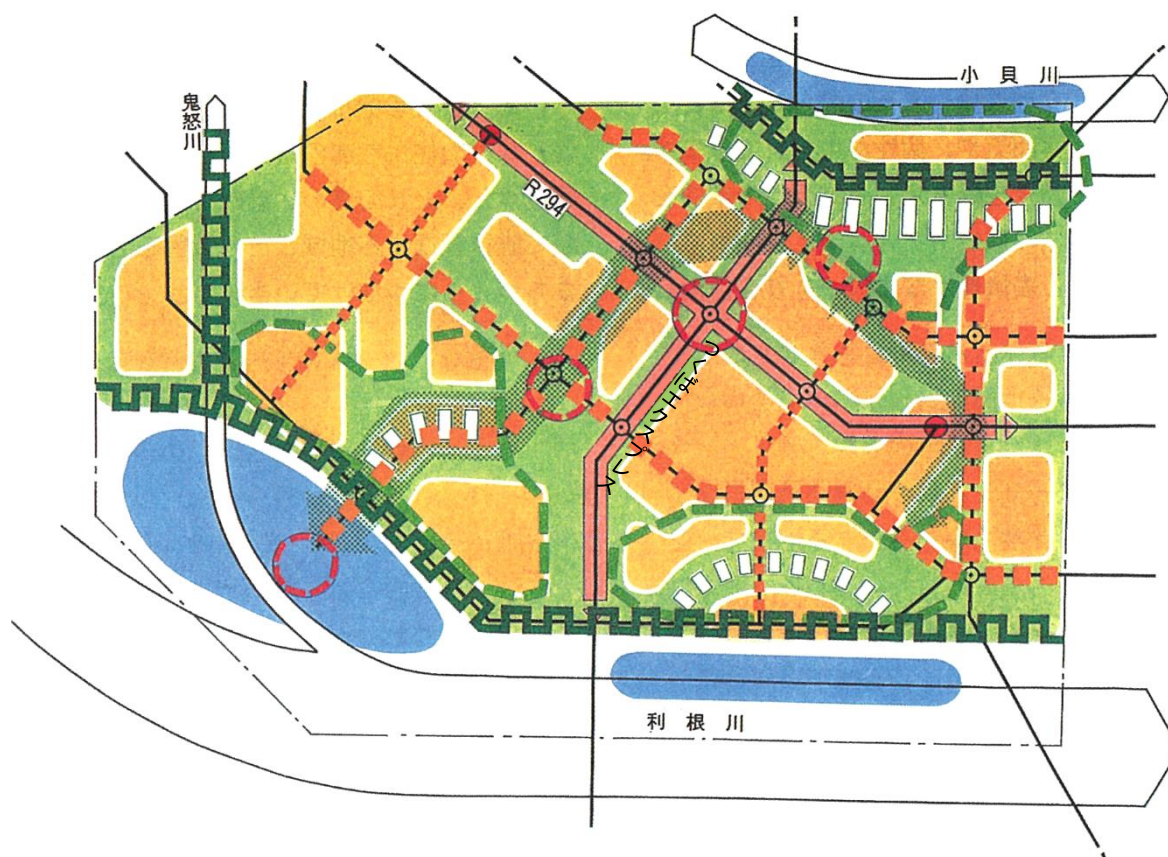
この「景観形成重点地区」は、市民等との合意形成を図りながら、その指定を拡大、追加していくものとします。

◆表 3-2-6 景観計画区域（市域全域）における景観形成の方針

区 分	基 本 方 針
河 川	・河川景観の眺めや遠望といった、大きな眺望景を大切にする。 ・緑の育成等による縁取りの景観を積極的につくる。 ・水辺環境を保全し、うるおいのある水辺空間の形成を図る。 ・河川と調和する周辺集落地の景観形成を図る。
緑 地	・斜面林、樹林の活用・維持・保全を図る。 ・既存の緑との連続性に配慮し、一体的な景観形成を図る。 ・大規模開発等に対する斜面林の保全を図る。
農 地	・農地等の保全を図り、ゆとりとうるおいのある農地景観、田園景観の形成を図る。 ・農地を生かした景観形成を図る。
集 落 地	・地域を象徴する、自然的な眺望景観を大切にする。 ・地域特性を生かした街並みの形成を進め、表情豊かなまちづくりを推進する。 ・敷地面積の最低規模を定めるなど、一定の敷地規模を確保し、良好な自然的景観の形成を図る。
住 宅 地	・緑豊かな環境を積極的に位置づけ、緑によって空間の単位が形づくられるという、守谷らしい緑豊かな景観形成を図る。 ・生垣や花壇などによる植栽により、緑豊かなうるおいのある住宅地の景観形成を図る。 ・地域特性を生かした街並みの形成を図り、表情豊かなまちづくりを推進する。 ・敷地の細分化を避けるなど、地域のスケールにあった配置・形態とし、良好な住宅地景観の形成を図る。
商業・業務地	・建物の形態意匠、屋外広告物のデザイン（面積・位置・色彩）などに配慮し、風格のある景観となるよう、秩序や調和に配慮した景観形成を図る。 ・商業空間としてのにぎわいの演出に配慮した景観形成を図る。 ・商業地と住宅地が快適に共存できる街並みを育てる。 ・夜間照明を工夫し、夜景を印象づける効果的な演出を図る。
工 業 地	・圧迫感、威圧感、突出感等を軽減させ、周辺地域の景観との調和を図る。 ・敷地内緑化や接道部の緑化・修景を図り、親しみが感じられる景観の形成を図る。
道 路	・沿道市街地と協調した景観形成を図る。 ・道路空間をやわらげる沿道緑化などを推進する。 ・植栽帯の形成や街路樹の樹種選定等により、まちに季節感を演出する。 ・道路空間から沿道の景観形成への波及を図る。
公 共 施 設	・関係行政機関が連携し、地域における調和の取れた景観の形成や向上を図る。 ・市民との協働による維持管理や市民参加による景観まちづくりを推進する。

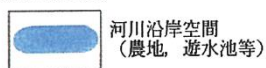
出典：守谷市景観計画（2012年12月）

◆図 3-2-7 景観形成方針図



□都市スケールの方針

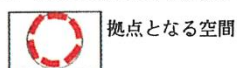
a. 河川とその周辺を利用した都市の縁取り



b. 東西軸、南北軸による都市の中心軸

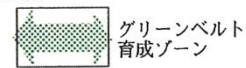


c. 都市の目印となる拠点や核

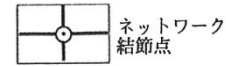
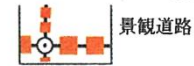


□まちスケールの方針

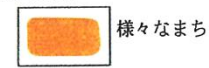
d. のびやかな緑で囲まれる生活圏



e. 季節感のある主要ネットワーク



f. 住宅地、集落地など表情豊かなまち

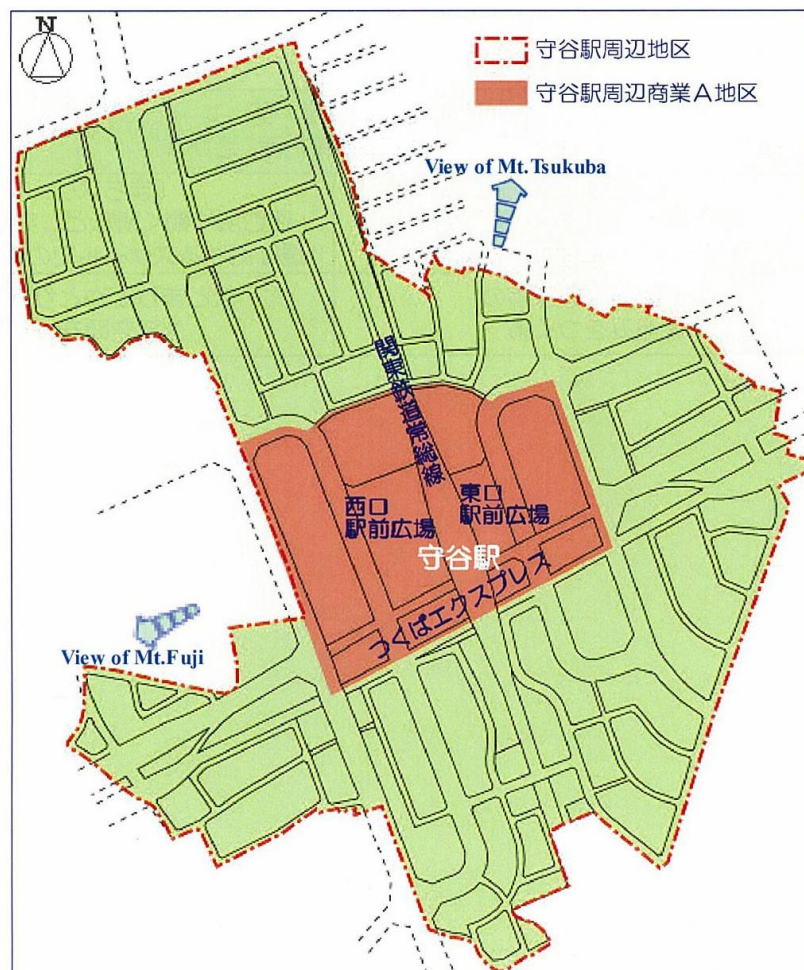


出典：守谷市景観計画（2012 年 12 月）

景観形成重点地区における景観形成の方針

風格ある都市景観を備えた守谷ならではの駅前拠点づくりを目指し、落ち着いた中にもにぎわいのある、開放的な空間を持つ景観の形成を図ります。

◆図 3-2-8 景観形成重点地区の指定区域



出典：守谷市景観計画（2012年12月）

④ 屋外広告物に係る規制の方針

「守谷市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の表示を制限する「禁止地域」を指定するとともに、守谷駅周辺商業A地区を「屋外広告物特別規制地区」とし、守谷市の玄関口としてふさわしい景観を保全・誘導します。

(5) 排水施設整備の方針

① 河川整備方針

- 一級河川利根川，鬼怒川，小貝川，羽中川，五反田川及び大野川の改修整備，稲戸井調節池，菅生調節池の整備を促進します。
- 稲戸井調節池については，掘削整備による貯留量の確保や河川沿岸の自然環境・景観の保全に配慮しつつ，運動場等による多目的利用を検討推進します。また，菅生調節池については，優良農地，農村集落環境に留意した整備を要望していきます。
- 新たな市街地開発，都市的土地利用に当たっては，河川流域の総合治水対策に配慮した貯留施設の整備等による雨水流出量の抑制に努めます。

② 下水道整備方針

- 市街地及び農村集落地でおおむね整備が完了した公共下水道については，ストックマネジメント計画に基づき老朽化する污水处理施設の改築更新や管渠の更新及び維持管理を計画的に実施し，都市的な生活利便の向上と河川の水質保全に努めます。
- 規模の大きな開発に対しては，雨水貯留施設の整備を誘導し，雨水流出量の抑制を促進します。



(6) 都市防災の方針

守谷市は比較的平坦な地形と豊かな空閑地に恵まれ、近年には菅生調節池及び稲戸井調節池への利根川の越流による浸水以外に大きな被害は発生していませんが、急速な市街化・宅地化の進展に伴い、地震時の建物崩壊と延焼などの都市型の災害の発生と被害が拡大する恐れがあります。

災害発生を未然に防止し、被害を最小限に抑止するため、「地域防災計画」の運用と連携して防災面に配慮した都市づくりを進めます。

水害を未然に防止する都市づくり

- ・ 河川改修、既存土地利用と調和のとれた調節池整備により河川からの越流による浸水災害を防止します。
- ・ 市街地の公共下水道雨水幹線、道路側溝等による雨水排水路の系統的な整備により排水機能を強化します。
- ・ 新市街地の開発整備、新たな都市的土地利用の展開に際しては、緑地の保全・整備、雨水浸透・貯留施設の整備などにより、雨水流出量を抑制します。

崖崩れの未然防止

- ・ 崖崩れの危険区域については、斜面周辺の樹林地の保全を図るとともに、必要に応じて崩壊防止施設の整備を検討し、崖崩れを未然に防止します。

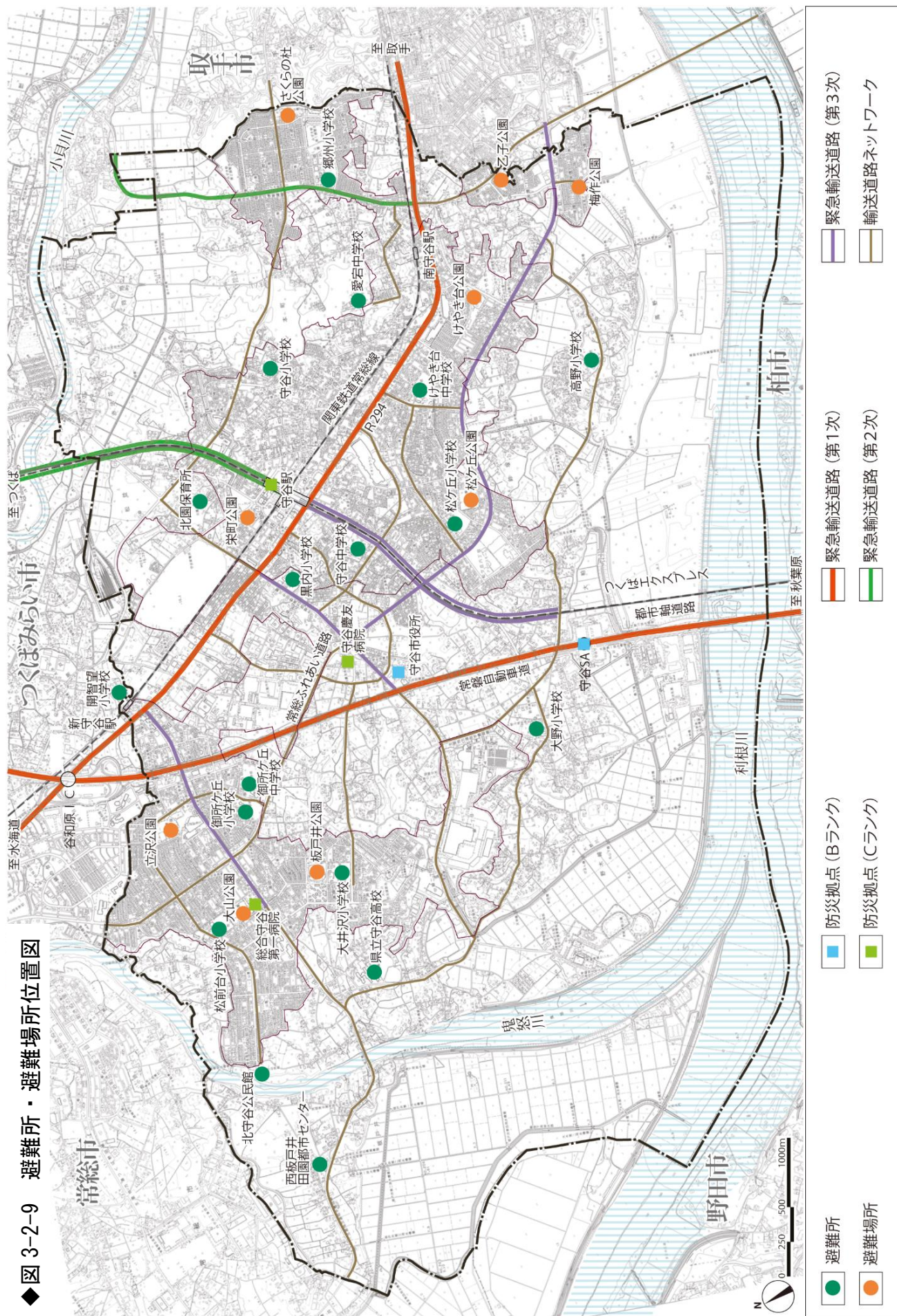
市街地の防災基盤の強化

- ・ 震災時に円滑な避難、救援、消火活動が行えるよう、基盤未整備のまま建物が建て込んでいる市街地においては、幅員 6 m 以上の主要な生活道路による 2 方向避難が可能なネットワークの整備を推進します。また、無電柱化により、災害に強いまちづくりの形成を図ります。
- ・ 震災時に避難、救急活動の拠点となる主要な公共公益施設周辺、学校を中心に 18 箇所指定されている避難所及び大規模公園を中心に 9 箇所指定されている避難場所周辺を地区の防災拠点と位置づけ、食糧、水、資機材を備蓄し、十分な空閑地を確保するとともに、今後とも市街化の進展に対応した、適切な配置に努めます。
- ・ 「守谷市公共施設等総合管理計画」の基本方針に沿って、既存施設・建築物の耐震化、機能更新整備、的確な維持管理を進め、防災性を向上します。
- ・ 避難所周辺に残されている市街化区域内農地については、生産緑地の維持保全に努め、空閑地を確保します。

市街地建築物の耐火化

- ・ 駅周辺の拠点地区や幹線道路沿道等の建築物の密度が高くなる地区については、防火地域・準防火地域の指定により、震災時等の地区内の延焼の防止、幹線道路空間と合わせた延焼遮断帯の形成を図ります。

◆ 図 3-2-9 避難所・避難場所位置図



資料：守谷市地域防災計画（2019年）